新居浜市国際交流員の派遣に関する事務取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、市民又は市内の団体（以下「市民等」という。）が実施する国際交流活動等に対して、市が国際交流員を派遣する場合の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　国際交流員を派遣する活動は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

（１）主に市内に在住、通勤、通学又は通園する者を対象に行う活動であって、次のいずれかに該当するものであること。

　　ア　地域の国際交流活動

　　イ　異文化理解のための活動

　　ウ　教育機関における特別活動及び課外活動

　　エ　その他市長が特に認めた活動

1. 概ね１０人以上の参加者を見込んで実施される活動であること。
2. 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがある活動でないこと。
3. 政治、宗教又は営利を目的として実施される活動でないこと。

（派遣の制限等）

第３条　国際交流員を派遣する区域は、新居浜市内とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

２　国際交流員の派遣は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）及び１２月２９日から翌年１月３日まで（休日を除く。）を除く。）の午前１０時から午後６時までの間において行うものとし、１回の派遣時間は、２時間までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（派遣の申請）

第４条　国際交流員の派遣を受けようとする市民等は、派遣を希望する日の２週間前までに新居浜市国際交流員派遣申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

（派遣の決定）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して派遣の可否を通知するものとする。

（費用の負担）

第６条　国際交流員の派遣に要する費用及び会場の準備、その他材料費等に要する費用は、市民等の負担とする。

（派遣の取消し）

第７条　市長は、第５条の決定通知を受けた市民等が、申請と異なる活動を行ったとき、又は国際交流員の派遣の目的を達成することができないと認めたときは、派遣を取り消し、又は中断することができる。

（報告）

1. 国際交流員の派遣を受けた市民等は、派遣完了後１４日以内に、新居浜市国際交流員派遣実績報告書（第２号様式）を市長に提出しなければならない。

　（その他）

1. この要領に定めるもののほか、国際交流員の派遣に必要な事項については、市長が別に定める。

　　　　附　則

　　この要領は、令和元年９月１３日から施行する。